

令和7年第2回 北海道議会定例会〔予算特別委員会・建設部所管〕開催状況

開催年月日 令和7年6月27日（金）

質問者 日本共産党 丸山 はるみ 委員

担当部課 建設部住宅局住宅課

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>二 道営住宅について</p> <p>(一) 道営住宅に設置のヒーター式電気温水器及び蓄熱暖房機について</p> <p>1 レンタル電化機器の設置状況について</p> <p>道営住宅に設置のヒーター式電気温水器及び蓄熱暖房機についてなのですが、北海道電力は公営住宅などを対象にしたこれらの機器のレンタル事業を2027年3月末に廃止するというふうに発表しております。道営住宅においてリース、レンタル等含め当該機器の使用している件数をまず伺います。</p> <p>2 道の対応について</p> <p>新聞報道では、北海道電力は利用者等に譲与するという考えも示していたようですが、入居者に故障対応や廃棄の際の金銭的負担が生じかねないというふうに思います。</p> <p>低廉で質の高い住宅を提供するのが道営住宅の目的になっておりますが、この目的にそぐわないと考えますが、道の見解を伺うとともに、入居者の不利益とならないよう対応を求めますがいかがですか。</p> <p>よろしく申し上げます。</p> <p>(二) 道営住宅の同性カップルの入居について</p> <p>1 これまでの同性カップルの入居申込みについて</p> <p>北海道では2022年10月に同性カップルの道営住宅への入居が可能となるように、北海道営住宅条例施行規則を改正し、2023年2月以降の公募からこれを適用しています。</p> <p>しかし、入居申込み要件をパートナーシップ宣誓書受領証等の交付者としたことで、道営住宅であっても制度導入の有無により入居申込み自体ができない自治体があるという差別的状況が生まれておりました。</p> <p>このときの道営住宅のある自治体数と実際に入居申込みが可能だった自治体の数を伺います。</p>	<p>○住宅管理担当課長 大場 一郎</p> <p>北海道電力とのリース契約についてであります。道営住宅におきまして、入居者と北海道電力がリース契約している電気温水器は、1団地72戸、クッキングヒーターは、11団地422戸に設置されており、リース契約している蓄熱暖房器はございません。</p> <p>○住宅局長 芥川 昌久</p> <p>道の対応についてであります。道営住宅では、電気温水器については、建物と一体的に維持管理する必要があることから、基本的に管理者が設置するものと考えており、調理用家電は入居者設置としているところです。</p> <p>道といたしましては、今後、入居者に不利益が生じないよう、北海道電力と協議を行ってまいります。</p> <p>○住宅管理担当課長 大場 一郎</p> <p>これまでの入居申込みについてであります。道では、令和4年10月に北海道営住宅条例施行規則など、関係規定を改正し、パートナーシップ制度の宣誓書や市町村と事前に協議した様式により、同性カップルであることを確認できた方につきまして、入居申込をできるようにしたところでございます。</p> <p>関係規定の改正後、道営住宅が所在する51の市町に対しまして意向確認を行い、同意を得られました札幌市ほか6市に所在する道営住宅につきまして、令和5年2月以降の入居者募集から適用を開始したところでございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>2 道営住宅の同性カップル入居要件見直しについて 居住する自治体で同性カップルと証明されることを求めたために、51市のうち6市にある道営住宅にしか入居申込ができなかった状況について、我が党はこれまで、道の責任でこうした差別的な状況を解消することを以前から求めてきたところでした。今回ようやく要件の見直しとなりました。その理由を伺うとともに、どのような要件を満たすことが必要になるのか、また、今後のスケジュールと周知の方法について伺います。</p>	<p>○住宅管理担当課長 大場 一郎 同性カップルの入居要件見直しについてであります。令和6年3月、最高裁が犯罪被害者等給付金支給法における、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者には、同性パートナーも含まれると初めて判断がなされ、これを踏まえて本年3月に国土交通省から都道府県等に対し、公営住宅法に規定する事実上婚姻関係と同様の事情にあった者には同性パートナーを含む旨の技術的助言が発出されたことを受け、道営住宅での取扱を見直すこととしたところでございます。</p> <p>また、入居資格要件につきまして、パートナーシップ制度のある市町でのお申込は、これまでどおり宣誓書の写しにより確認をすることとし、パートナーシップ制度のない市町での申込は、婚姻関係と同様の事情にある旨を書面にした申立書及び戸籍抄本などにより配偶者がいないことを確認できる書類の提出を要件としていく考えでございます。</p> <p>今後のスケジュールなどにつきましては、本年7月末までに事務処理要綱などの改正を行い、関係市町や指定管理者へ通知をした上で、8月以降の入居者の募集から申込ができるよう準備を進めており、入居を希望されている方々に対しましては、道や指定管理者のホームページ、SNSに掲載するほか、当事者団体への情報提供により周知を図ってまいります。</p>
<p>3 道内市町村との情報共有について 今回の道営住宅の入居要件見直しを受けて、いまだパートナーシップ制度を導入していない道内市町村も運営する公営住宅で、道営住宅と同様に同性カップルの入居申込みを認めることができるようになると考えます。</p> <p>「事実上婚姻関係と同様の事情にある者」の中に「同性パートナー」を含むとなったことについて、今後、道として、どのように道内市町村に周知を図っていくのか伺います。</p>	<p>○建築企画監 大野 雄一 市町村への周知についてであります。本年3月に国土交通省から発出された公営住宅法に規定する事実上婚姻関係と同様の事情にあった者には、同性パートナーを含む旨の技術的助言について、道から道内市町村へ通知を行ったところでございます。</p> <p>道といたしましては、このたびの道営住宅での取組を、市町村営住宅での運用の参考としていただくため、関係規定の改正内容や同性カップルの入居資格の確認方法などについて、周知してまいります。</p>